

諸報告資料

(平成29年門真市教育委員会第10回定例会)

門真市教育委員会

門真市立学校教職員人事基本方針

平成9年10月23日制定
門真市教育委員会

豊かな人間性をはぐくむ学校教育を展開し、21世紀を担う人材育成を推進するために、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。

- 1 各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。
- 2 児童・生徒数の増減及び各学校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。
- 3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、広域異動、校種間異動等の交流人事を積極的に進める。
- 4 教職員の新規採用については、豊かな人間性と教育に対する熱意を有する人材の確保に努める。
- 5 校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材を登用する。
- 6 人事の刷新を図るため、退職勧奨制度の趣旨の周知に努める。

平成 30 年度門真市立学校教職員人事取扱要領

門真市教育委員会

平成 30 年度門真市立学校教職員人事は、「門真市立学校教職員人事基本方針」に基づき、次の事項に重点をおき、計画的に行うものとする。

1 教職員の人事について

(1) 過欠員の調整

児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、市町村間の広域異動及び配置換（以下「異動等」という。）を行い、効率的な過欠員の調整を図る。

(2) 教職員構成の適正化

- ① 各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するよう留意する。
- ② 「大阪府人権教育推進計画」・「人権教育基本方針」の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国人教育等、人権尊重の教育を推進する人材を学校の実情に応じて配置するよう考慮する。

なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流の経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。

(3) 異動及び配置換の推進

- ① 教職員の異動等については、教職員構成の適正化に基づき、学校運営体制の確立と教育改革推進のため適正に行う。その際、校長の意向を十分考慮する。
- ② 異動対象者は原則として、新規採用後、同一校に 4 年以上勤務する者については 6 年を上限とし、それ以外の者で、現任校に 6 年以上勤務する者については、8 年を上限として計画的に異動等を行う。
- ③ なお、必要に応じて、勤務年数にかかわらず計画的に異動等を行う。
- ④ 異動等を行うに当たっては、市町村間及び異なる校種等、様々な人事交流を積極的に推進する。

なお、広く人材を求め、研究学校への配置等、学校の活性化を推進するための異動を行う。

- ⑤ 新規採用教員については、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮する。

2 校長及び教頭の人事について

(1) 校長及び教頭の異動等

学校運営上の能力等を十分考慮するとともに学校の実情を勘案の上、「魅力ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。

(2) 校長及び教頭の任用

- ① 優れた人材を広域的に任用するため、各選考要領に基づき適正に選考を行う。
- ② 校長及び教頭の任用については、候補者名簿に登載された者の中から、年齢、経歴にとらわれることなく、若手の登用を心がけ、学校の実情、本人の特性等を考慮して行う。
- ③ 女性教職員の管理職任用を、積極的に推進する。

3 女性教職員の人事について

- (1) 女性教職員を、学校運営の中心的な役職に任用するよう考慮をはらうものとする。
- (2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。

4 教職員の退職について

年度末に退職する教職員の退職手当に関する優遇措置の適用については、その趣旨の周知徹底を図る。

門真市立旧第六中学校運動広場使用料に関する規則の一部を改正する規則

門真市立旧第六中学校運動広場使用料に関する規則（平成26年門真市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料の納付)	(使用料の納付)
第2条 門真市立旧第六中学校運動広場条例 (平成23年門真市条例第23号。以下「条例」という。) 第5条第2項ただし書の市長が特に必要と認めるときとは、次に掲げる場合とする。 (1) 略 (2) <u>照明設備を使用した後に、照明設備使用料を納付する場合</u>	第2条 門真市立旧第六中学校運動広場条例 (平成23年門真市条例第23号。以下「条例」という。) 第6条第2項ただし書の市長が特に必要と認めるときとは、次に掲げる場合とする。 (1) 略 (2) <u>グラウンド照明設備を使用した後に、グラウンド照明設備使用料を納付する場合</u>
(使用料の減免)	(使用料の減免)
第3条 市長は、徴収すべき使用料について、条例第6条の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。 (1)～(3) 略 2 略	第3条 市長は、徴収すべき使用料について、条例第7条の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。 (1)～(3) 略 2 略
(使用料の還付)	(使用料の還付)
第4条 条例第7条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付できる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1)～(3) 略 2 略	第4条 条例第8条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付できる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1)～(3) 略 2 略

改正後

様式第1号（第3条関係）

門真市立旧第六中学校運動広場使用料減免申請書

略

略

略

改正前

様式第1号（第3条関係）

門真市立旧第六中学校運動広場使用料減免申請書

略

使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 体育館 (<input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 半面) <input checked="" type="checkbox"/> グラウンド
---------	---

略

略

改正後

様式第2号（第4条関係）

門真市立旧第六中学校運動広場使用料還付申請書

略

門真市立旧第六中学校運動広場使用料に関する規則第4条第2項の規定に基づき、
次の理由により使用料の還付を受けたいので、申請します。

略

略

略

改正前

様式第2号（第4条関係）

門真市立旧第六中学校運動広場使用料還付申請書

略

門真市立旧第六中学校運動広場使用料第4条第2項の規定に基づき、次の理由により使用料の還付を受けたいので、申請します。

略

略

略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の門真市立旧第六中学校運動広場使用料に関する規則の様式により提出されている申請書は、この規則による改正後の門真市立旧第六中学校運動広場使用料に関する規則の様式により提出されたものとみなす。

平成30年度門真市立幼稚園児再募集要項

1. 応募資格

- (1) 幼児及び保護者の住所が本市にあること。
- (2) 4歳児（2年保育）
平成25年4月2日から平成26年4月1日までの間に生まれた幼児
- (3) 5歳児（1年保育）
平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に生まれた幼児
- (4) 幼児の通園は、保護者が責任をもって送迎できること。
※通園バスを使用する場合は、バス停までの送迎が必要。

2. 募集人数（門真市立幼稚園の管理運営に関する規則第2条）

幼稚園名	募集人数		所在地	電話番号
	4歳児 (定員)	5歳児 (定員)		
大和田幼稚園	43人 (60人)	43人程度 (70人)	大橋町5番21号	072-883-3325

※5歳児の募集人数は、定員から4歳児在園数を引いた数。園児数の変動によって、募集人数も変動。

3. 入園願書等の交付

- (1) 交付期間 平成29年10月11日（水）から募集人数に達するまで
午前9時から午後4時まで
※土・日・祝日を除く。
- (2) 交付場所 門真市立大和田幼稚園

4. 入園願書等の受付

- (1) 受付期間 平成29年10月11日（水）から募集人数に達するまで
午前9時から午後4時まで
※土・日・祝日を除く
- (2) 受付場所 門真市立大和田幼稚園
・願書を受理したときに「入園願書受理票」を交付する。

5. 入園の決定

- (1) 園長は、入園願書等の審査その他必要な調査を行い、入園を決定する。
- (2) 園長は、保護者に対し「入園許可書」を交付する。

6. 入園許可説明会

- (1) 日時 平成30年1月19日（金）午前11時（予定）
- (2) 場所 門真市立大和田幼稚園

7. 時間外教育

通常の教育時間終了後、希望する保護者の園児を対象に、時間外教育を実施。詳細は、「時間外教育実施のお知らせ」を参照。

8. 通園バス

一部の地域で通園バスを運行。詳細は、「通園バス運行のお知らせ」を参照。

9. 費用等

利用者負担の額	別紙「平成 29 年 4 月 1 日以降適用の利用者負担額表」を参照
諸経費	月額 1,500 円（絵本代や材料費など）のほか、遠足費用などが別途必要。 入園当初には、用品費（帽子、かばん、上靴、スマック、その他の教育用品費）が別途必要。
時間外教育に 係る利用料 (希望者のみ)	1 月を単位に利用する場合 月額 5,000 円 1 日を単位に利用する場合 [月・火・木・金] 日額 300 円 [水・短縮期間] 日額 500 円
通園バス使用料 (希望者のみ)	月額 3,000 円（往復）

10. 特記事項

- (1) 園児再募集については、広報 11 月号・市ホームページに掲載予定。
- (2) 園児保護者には、「平成 30 年度門真市立幼稚園児募集案内」「入園願書」「支給認定申請書兼教育・保育施設等利用（利用調整）申請書」「支給認定申請書兼教育・保育施設等利用（利用調整）申請書【記入例】」「時間外教育実施のお知らせ」「時間外教育年間利用申請書」「通園バス運行のお知らせ」「通園バス使用申請書」「平成 29 年 4 月 1 日以降適用の利用者負担額表」を配布する。